

北上市社会教育関係団体 登録申請のしおり

1 はじめに

北上市教育委員会では、自主的な学習やスポーツ等を行っている市内の団体に対して、その活動を支援するため、社会教育関係団体の登録制度を設けています。

社会教育関係団体として登録された団体は、その団体活動を行うときに、市の施設（各地区の交流センター、市民交流プラザ、北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設、生涯学習センター、日本現代詩歌文学館に限ります）の使用料の5割が減額されます。

2 社会教育関係団体とは

社会教育関係団体とは、(1)自主的に活動し、(2)社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする、団体のことです。

例としては、技能を高めるために活動する趣味サークルや、市民向けに教養講座を開催する市民団体などが挙げられます。

(1) 自主的に活動する

特定の個人や団体等の指示・命令によって活動するのではなく、活動目的や活動内容、活動頻度、会費の使途など団体のあり方を、構成員相互の話し合いによって決めていくことをいいます。

よって、講師が生徒から月謝を集めて技能を教える習い事教室などは当てはまりません。

(2) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする

社会教育に関する事業とは、生活を充実させたり、地域をよくしたりするためなどに行う、学習・芸術・文化・スポーツなどの活動を言います。そういった活動を主たる目的とする団体が社会教育関係団体ですので、営利法人、生活協同組合、労働組合などは当てはまりません。

3 登録の要件

社会教育関係団体として登録されるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行う団体であること。

毎月第2水曜日の午後といったように、あらかじめ計画を立て、定期的に社会教育に関する活動を行うことを言います。よって、構成員が集まって親睦または交流をすることだけを目的とした団体は当てはまりません。

(2) 規約又は会則を定めている団体であること。

団体の目的は何か、運営は自主的・民主的か、会費は著しく高額ではないかなどを、規約をもって確認します。

(3) 団体の主な活動場所が北上市内であり、事務所の所在地又は団体の連絡先が市内にあること。

(4) 構成員がおおむね5人以上で、その半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。

構成員が5人または6人の場合、3人以上が市内に住んでいるか、市内の企業等に勤めているか、市内の学校等に在学していることが必要です。

(5) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行う団体でないこと。

(6) 代表者は18歳以上であること。

4 登録申請の準備

社会教育関係団体の登録申請を行う前に、団体で次のような準備が必要です。特定の構成員だけでなく構成員全員で、話し合いによって合意を形成したうえで、規約等を作成するようにしましょう。

特に会費については、構成員同士が気持ちよく活動していくためにも、その使途や会計について明瞭にすることが肝要です。

(1) 団体の構成員で団体の目的や年間の活動計画、会費の額やその使途について話し合みましょう。

(2) 団体の会長などの役員や、団体の連絡先を決めましょう。

(3) 話し合った結果をもとに、団体の規約や活動計画をつくりましょう。

5 登録申請の方法

社会教育関係団体の登録申請は、まちづくり部生涯学習文化課（生涯学習センター）が窓口となります。登録申請に必要な書類は、次のとおりです。

(1) 北上市社会教育関係団体登録（登録更新）申請書

(2) 規約または会則

(3) 構成員名簿（構成員全員の住所、氏名、団体での役職名が記載されたもの。市外在住者は市内の勤務先または学校名も併せて記入のこと）

(4) 活動計画書

(5) 活動実績報告書

申請書類のうち(2)から(5)については、それらが記載されている総会資料があれば、それを代わりに提出することもできます（ただし、最新の総会資料に限ります）。

申請書類の提出後に教育委員会で審査し、その結果を通知します。登録申請から決定までは3週間程度かかります。

なお、審査の過程で問い合わせや追加の書類提出をお願いする場合があります。

6 登録された後の留意点

社会教育関係団体として登録されてから、市の施設（各地区の交流センター、市民交流プラザ、北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設、生涯学習センター、日本現代詩歌文学館に限ります）の使用申請手続きの際に、社会教育関係団体として登録されていることと、施設の使用目的をお申し出ください。施設では、団体が社会教育関係団体として登録されているか、使用目的が社会教育活動に使用するといえるかを確認し、両者を満たしていると認めた場合に、使用料の5割を減額します。

なお、**今回の登録の有効期間は令和7年3月31日まで**です。有効期間が切れると使用料の減額が受けられなくなりますので、御注意ください。令和7年4月1日以降も引き続き登録を希望する場合は、**令和7年2月28日まで**に、登録の更新申請をしてください。

7 その他

市内で活動する趣味サークル等であっても、次のような場合は、必ずしも社会教育関係団体の登録申請を必要としません。御不明な点は、まちづくり部生涯学習文化課までお問い合わせください。

(1) 団体構成員の半数以上が同一地区（仮にA地区とする）の住民であり、団体の活動はA地区の交流センターのみ使用する場合

この場合は、A地区の交流センターを使用する場合に限り「市内の地域住民がコミュニティ活動に使用するとき」として、その施設使用料が免除になりますので、社会教育関係団体の登録申請は必要ありません。

ただし、使用料が免除となるのは、あくまでA地区の交流センターを使用する場合に限られます。他の地区の交流センターや生涯学習センター、市民交流プラザ等を使用する場合は、社会教育関係団体として登録されていないと、施設使用料を全額支払うこととなります。

(2) 北上市芸術文化協会や北上市体育協会、北上市民俗芸能協会といった連合会に加盟している団体の場合

この場合は、連合会が社会教育関係団体として登録されると、その連合会に加盟する団体も社会教育関係団体として登録したものとみなされ、同様に施設使用料の減額が受けられます。連合会として社会教育関係団体の登録申請をするかは、加盟する連合会までお問い合わせください。

北上市社会教育関係団体登録要領

平成23年2月3日

改正 平成25年1月31日

改正 令和5年1月18日

(趣旨)

第1 この要領は、北上市公の施設の使用料等減免条例（平成22年北上市条例第25号、以下「条例」という。）別表第2に規定する社会教育関係団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

(社会教育関係団体の定義)

第2 この要領において社会教育関係団体とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体をいう。

(登録)

第3 社会教育関係団体として登録しようとする団体は、北上市社会教育関係団体登録（更新）申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、北上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 規約又は会則
- (2) 構成員名簿
- (3) 活動計画書
- (4) 活動実績報告書
- (5) その他必要と認められる書類

2 教育委員会は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し結果を通知するものとする。

3 承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録申請の記載事項に変更があったときは、北上市社会教育関係団体活動内容等変更届（様式第2号）により、教育委員会に届け出るものとする。

4 第1項の登録における有効期間は、登録基準日から2年とする。登録基準日後に登録を決定した団体については、登録を決定した日から残りの期間を有効期間とする。

5 前項の登録基準日は平成23年4月1日を初回とし、以後2年ごとの4月1日とする。

(登録の要件)

第4 社会教育関係団体として登録することができる団体は、次の各号の要件をすべて満たした団体とする。

- (1) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行う団体であること。
- (2) 規約又は会則を定めている団体であること。

- (3) 団体の主な活動場所が北上市内（以下「市内」という。）であり、事務所の所在地又は団体の連絡先が市内にあること。
- (4) 構成員がおおむね5人以上で、その半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行う団体でないこと。
- (6) 代表者は18歳以上の者であること。

（登録の更新）

第5 登録の有効期間の満了後に引き続き登録を希望する登録団体は、その有効期間の満了する1月前までに、教育委員会に更新申請をするものとする。

2 登録の更新に係る手続は、第3の規定を準用する。

（登録の取消し）

第6 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体が第4に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録申請又は登録更新申請の際に、虚偽の申請をしたことが判明したとき。
- (3) その他、社会教育関係団体として不相当と認める事由が生じたとき。

（登録団体とみなす団体）

第7 複数の団体が加盟する連合会等（以下「連合会等」という。）が、所定の手続により登録団体となったときは、その連合会等に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）も登録団体とみなす。ただし、加盟団体であってもその構成員の半数以上が市外在住の者で、かつ、主たる事務所が市外にある場合は、登録団体とみなさない。

2 連合会等の代表者が市外に在住の者である場合、又は主たる事務所が市外にある場合は、その加盟団体の半数以上が市内にあり、主な活動場所が市内であると認められるときは、登録の要件を満たすものとする。

3 登録団体となった連合会等は、その加盟団体に異動があったときは、教育委員会に届け出るものとする。

（補則）

第8 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

規約の作成例

きたかみ水彩画の会 規約	《解説》
(名称)	名称 目的や活動内容
第1条 この会は、きたかみ水彩画の会という。	にふさわしい名前にしましょう。
(事務所)	事務所 会長や事務担
第2条 この会の事務所は、会長宅に置く。	当の自宅に置くことが多いようです。
(目的)	目的 何のために（何
第3条 この会は、水彩画の制作や展示会の開催、水彩画についての勉強会を開くことを通じて、会員が心豊かで文化的な生活をおくるとともに、水彩画のすばらしさを市民に広めることを目的とする。	を目指して）会が活動するのか、会員皆で話し合ってみましょう。
(活動内容)	活動内容 会の目的を
第4条 この会は、次のとおり活動する。	実現するために活動する内容を、具体的に書きましょう。
(1) 毎月2回、作品の制作活動を行う。 (2) 毎年1回、市民向けの水彩画の勉強会を行う。 (3) 毎年1回、会員が制作した作品の展示会を行う。	会員及び入退会 会へ
(会員及び入退会)	の入退会は、会員の意思で自由にできるのがよいでしょう。
第5条 会員は、この会の目的に賛同する北上市民とする。 入会はこの会の目的に賛同する人であれば誰でも入会でき、退会は会員の意思で自由に退会できる。	役員 少なくとも会長
(役員)	と会計（事務担当）は必要でしょう。
第6条 この会の役員は、次のとおりとする。	役員任期 事務を皆
(1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 会計 1人 (4) 会計監査 1人	で分担する意味でも、任期は定めた方がいい
(役員任期)	
第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。	

<p>(会費)</p> <p>第8条 会費は月額500円とし、毎月初めに会計に納める。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、令和5年3月1日から実施する。</p>	<p>でしょう。</p> <p>会費 会費の使途もあらかじめ会員皆で話し合っておきましょう。</p> <p>附則 この規約がいつから始まるかを表示しましょう。</p>
--	---

活動実績報告書の作成例

きたかみ水彩画の会 活動実績報告書 (令和4年1～12月分)

活動日	活動目的・活動内容	活動場所	参加人数
1/8	作品制作	生涯学習センター	12人
1/22	作品制作	生涯学習センター	10人
4/3	役員会	会長宅	4人
4/9	総会・作品制作	A地区交流センター	15人
4/23	作品制作	生涯学習センター	11人
10/2	市民向け水彩画勉強会の開催	生涯学習センター	20人
10/9	市民向け水彩画勉強会の開催	生涯学習センター	18人
10/16	市民向け水彩画勉強会の開催	市内陣ヶ丘	19人
10/23	市民向け水彩画勉強会の開催	生涯学習センター	18人
11/14～15	作品展示会	生涯学習センター	15人
...

構成員名簿の作成例

きたかみ水彩画の会 構成員名簿 (令和5年2月現在)

No.	役職	氏名	住所	備考
1	会長	北上 太郎	北上市大通り〇〇〇	市外在住者のみ、市内の勤務先や学校名を忘れず記入してください
2	副会長	〇〇 〇〇	北上市若宮町〇〇〇	
3	会計	江釣子次郎	北上市上江釣子〇〇	
4	会計監査	〇〇 〇〇	北上市立花〇〇〇	
5	会員	〇〇 〇〇	花巻市〇〇〇	〇〇株式会社勤務
6	会員	〇〇 〇〇	奥州市〇〇〇	有限会社〇〇勤務
...